



RIETI BBLセミナー

国際会計の最新動向 会計基準の統一化(コンバージェンス)、 そしてその先の国際財務報告基準(IFRS)の アドプション(採用)を見据えて

2008年11月20日(木)

青山学院大学大学院

会計プロフェッション研究科教授

橋本 尚

地の塩、世の光

The Salt of the Earth, The Light of the World
(青山学院スクール・モットー)



国際財務報告基準(IFRS) に対する支持の拡大

- IFRSに対する支持拡大の3大要因
 - ①2000年5月 証券監督者国際機構 (IOSCO)による支持表明
 - ②2002年9月 国際会計基準審議会 (IASB)と米国財務会計基準審議会 (FASB)のノーウォーク合意
 - ③2005年1月 欧州連合(EU)によるIFRSの強制適用

IASBの目的

- (a) 公益に資するよう、高品質で、理解可能、かつ強制力のある国際的な会計基準の単一のセットを開発すること。その基準は、財務諸表およびその他の財務報告において、高品質で透明性があり、かつ比較可能な情報を要求し、世界中のさまざまな資本市場の参加者およびその他の情報利用者の経済的意思決定に役立つものであること。
- (b) それらの基準の利用と厳格な適用を促進すること。

IASBの目的

(c)各国の会計基準とIFRSとの高品質の解決に向けてのコンバージェンスをもたらすために、各国の基準設定主体と共同して積極的に作業を行うこと。

○IASBのデュー・プロセス

IFRSは正式なデュー・プロセス及び国際的かつ広範な協議を通じて開発される。

IFRSの特徴

- ①原則主義—原理原則を明確にし、例外を認めない(会計基準過多の問題や会計基準逃れに対応、数値基準の排除)
- ②投資家の意思決定に資する情報提供—将来キャッシュ・フローの予測
- ③資産・負債アプローチ
- ④比較可能性の向上一代替的会計処理方法の削除、遡及的適用(遡及修正)

IFRSの特徴

- ⑤ 経営者の恣意性の排除
- ⑥ 実質優先思考（法形式よりも経済的実質を優先）
- ⑦ 3大潮流—公正価値会計、キャッシュ・フロー会計、連結会計（経済的単一体説）
- ⑧ 膨大な注記
- ⑨ 原則主義の下、解釈指針の公表も限定的（また、各国で独自に解釈指針を公表することはできない）

コンバージェンスへ向けた国際的取組み

- 米国証券取引委員会 (SEC) と欧州委員会 (EC) による差異調整表撤廃へ向けた道筋 (IASB と FASB によるコンバージェンス・プロジェクト)
- EU による同等性評価 (2005年問題 → 2007年問題 → 2009年問題)
- IASB と企業会計基準委員会 (ASBJ) の共同プロジェクト
- 中国、韓国、インドなどの動向

コンバージェンスへ向けた国際的取組み

差異調整表撤廃へ向けた道筋

- 2005年4月 「ロードマップ」提示
- 2006年2月 IASBとFASBは、2006年から2008年までの両基準の収斂へ向けたロードマップに関する覚書(MOU)を公表
 - ①短期統合化項目
 - ②その他の共同プロジェクト
- 2007年11月 SECは、IASB公表のIFRS採用外国企業に対して差異調整表撤廃を決定

コンバージェンスへ向けた国際的取組み

- 2007年7月 SECが外国企業に対してIASBが公表するIFRSに基づき作成した財務諸表を1982年以来導入されている米国基準への差異調整表なしで受け入れることを提案
- 2007年11月採択
- 2007年12月21日 最終規則公表
- IASB公表のIFRSに準拠して外国企業が財務諸表を作成した場合には、米国会計基準との差異調整表(reconciliation)の作成を2007年11月16日以降終了する事業年度から撤廃

コンバージェンスへ向けた国際的取組み

2008年9月 最新版MOUの公表

- MOUの将来（合意形成のために、説得できる現実的なプロジェクトへ）
- 2008年4月開催のIASBとFASBの合同会議で、2011年6月までにMOU11項目のうち、すでに終了した企業結合と対象から除外した無形資産以外の9項目（その後、金融商品は困難なため8項目）について、すべて完成することで合意
- 各プロジェクトの検討対象を見直し、可能なかぎり範囲を絞った上で取りまとめる
- 2011年からのIFRS採用国に配慮

コンバージェンスへ向けた国際的取組み

- 収益認識—顧客対価額アプローチ
- 公正価値測定—米国財務会計基準書(SFAS)第157号の考えを採用、出口価値
- 連結方針—サブプライム問題に緊急対応
- 認識の中止—基準の明確化
- 財務諸表の表示—当初の範囲で検討
- 退職後給付—遅延認識を廃止
- リース—借手の会計処理に絞る
- 金融商品—2011年6月までの完成予定なし
- 資本と負債の区分—2008年2月討議資料、基本所有アプローチ

EUの同等性評価

- EUの同等性評価
- EUでは発行開示に係る目論見書指令と継続開示に係る透明性指令でEU域内の上場企業の連結財務諸表に2005年1月からIFRSを強制適用
- EU市場に上場する外国企業についてもIFRSまたはこれと同等の基準の使用を義務づける予定→同等性評価の作業
- 同等性評価の時期の延期—2005年問題→2007年問題→2009年問題

EUの同等性評価

- 2005年7月（報告書の日付は6月） 欧州証券規制当局委員会（CESR）から公表された技術的助言において、日本基準について、米国基準およびカナダ基準とともに、全体としてIFRSと同等とした上で、会計基準の重要な差異について、一定の補完措置を求めている。
- 補完措置が必要な項目は、日本基準26項目、米国基準19項目、カナダ基準14項目であり、日本が最も多い。

コンバージェンスへ向けたわが国の対応

- **コンバージェンスの進展(同等性評価対応)**
- **IASBと企業会計基準委員会の会計基準のコンバージェンスへ向けた共同プロジェクトー2005年3月より年2回会合(これまでに8回)**
- **フェーズド・アプローチから全体像アプローチへ**
- **企業会計基準委員会によるプロジェクト計画表の公表**
- **2007年8月8日 IASBと企業会計基準委員会の東京合意**
- **2008年9月 最新版MOUを踏まえたプロジェクト計画表の更新**

コンバージェンスへ向けたわが国の対応

- 企業会計基準委員会とIASBとの東京合意
- 2007年8月8日 「東京合意」締結
- 企業会計基準委員会とIASBは、2005年3月から開始している日本基準とIFRSのコンバージェンスを加速化することで合意
- 企業会計基準委員会とIASBは、日本基準とIFRSのコンバージェンスの加速化が双方のコンバージェンスに係る共同作業における戦略的な優先事項となっている点で一致
- 短期および長期のコンバージェンス・プロジェクトにおける目標期日を設定

コンバージェンスへ向けたわが国の対応

- 2008年までに短期コンバージェンス・プロジェクトの完了
- 2011年6月30日までの目標として、これまで両者の間で識別されてきた差異のうち、2008年までのプロジェクトに含まれない残りの項目（IASBとFASBが合意したMOUに列挙されている項目のうち、2011年6月30日までに適用される会計基準に関連する項目）の差異について、コンバージェンスを行う。
- ディレクターを中心とした作業グループの設置

EUの同等性評価

- 2007年7月 欧州委員会(EC)がIFRSと第三国会計基準(GAAP)とのコンバージェンスに関する最初の報告書(米国、日本、カナダの他、中国、インド、ロシアも含まれている)を欧州証券委員会(ESC)と欧州議会に提出
- 2008年4月22日 ECが、会計基準の同等性評価に関する作業報告書公表→同年3月31日のCESRによる技術的助言と同じ内容

EUの同等性評価

- 日本基準は、同等との基準を満たしつつあることから、企業会計基準委員会がコンバージェンス工程表に示された目標を達成できないという事態が起こらないかぎり、同等との評価を提案。
- 米国基準は、IFRSと同等と評価できる。
- 中国基準については、同等性評価を最長2011年まで延期するとともに、当分の間、経過措置を適用。
- カナダ基準、韓国基準については、近いうちにIFRSに切り替え予定のため、最長2011年まで、経過的に認める。

EUの同等性評価

- 2008年6月11日 ECは、本年4月に公表した会計基準の同等性評価に関する作業報告書を踏まえ、目論見書指令施行に関する規則改正案と透明性指令施行に関する決定案を公表
- ECは本規則改正案等において、日本の会計基準については、「2009年以降も、EU域内市場において受け入れることが適当」と提案→2008年中に最終決定される見通し
- 2008年は、「2009年問題」といわれてきた同等性評価への対応の総仕上げの年（持分プーリング法の廃止など）

EUの同等性評価

- 同等性評価のアプローチの転換（スナップショット・アプローチからホリスティック・アプローチへ）
- スナップショット・アプローチ—会計基準の国際的コンバージェンスの動向とは関係なく、一定時点における会計基準間の重要な差異に着目して同等性を判定
- ホリスティック・アプローチ—会計基準間に差異が残存するとしても、その差異の解消を目的とする会計基準設定主体間の中長期的なコンバージェンス・プロジェクトが合理的に策定されており、しかも、そのプロジェクトが着実に進行していると評価できるものであれば、全体として同等と評価するもの

コンバージェンスからアドプションへ

- 変革 (change) の年2008年—国際会計の舞台においても、コンバージェンスからアドプションへと大きな潮流の変化
- IASBとFASBの2者間でもコンバージェンスの作業は難航
- IFRS第3号「企業結合」のコンバージェンス作業からの教訓
- 公開草案までは、同一文章で作成—2005年6月
- 確定基準では、改訂IFRS第3号(2008年1月)と改訂SFAS第141号(2007年12月)とで不一致

コンバージェンスからアドプションへ

- IASBとFASBとのMOUによるコンバージェンスの進展(差異の縮小、同等性評価への対応)
- 2007年8月 SECが米国企業に対しても、IFRSに基づき作成した財務諸表を認めるべきかを含むコンセプト・リリースを公表
- 円卓会議の開催
- 2008年8月27日 SEC 公開会議開催
- 2008年11月14日 SEC 規則案「米国企業のIFRSに準拠して作成された財務諸表の採用へ向けてのロードマップ」公表(NOS.33-8982; 34-58960)

コンバージェンスからアドプションへ

- 背景—世界の100か国以上がIFRSの採用を義務づけたり、許容しており、IFRSの市場シェアは35%に達し、今後ますます増大傾向にあるのに対して、米国会計基準の市場シェアは28%にすぎないことや米国の投資家の3分の2が外国企業の株式を保有しており、米国企業にIFRS採用を認めることが、投資家保護や財務諸表の比較可能性の確保につながる。
- まず、特定の米国上場企業に対して2009年12月15日以後終了する事業年度からIFRSの採用を認める。

コンバージェンスからアドプションへ

- ある業種において、当該企業が時価総額で世界上位20社に入っており、その20社の財務報告の多くがIFRSに基づいてなされている。
- こうした企業に米国基準に代えてIFRSの採用を容認—対象企業は少なくとも34業種110社
- 米国の投資家は、財務諸表の比較可能性の向上という恩恵に浴することができる。
- 対象企業は、SECから「ノー・オブジェクション・レター（法令適用事前確認手続）」を受領すれば、IFRSに基づく財務諸表を作成する選択肢を採用可能。

コンバージェンスからアドプションへ

- この場合、SECに対しては、IFRSに基づく監査済財務諸表を過去3年分提出する必要がある。
- すなわち、暦年を事業年度とする企業が2010年に提出するフォーム10-Kについては、2007年、2008年、2009年12月期の3期分の監査済財務諸表を提出する必要がある。
- SECは、米国上場企業に対して、IFRSの採用を義務づけるに際しての4つのマイルストーン(里程碑)を提示

コンバージェンスからアドプションへ

- ①IFRSの質の向上—2008年4月見直しのMOU9項目の進展
- ②国際会計基準委員会財団(IASCF)の資金調達態勢の強化や説明責任の明確化—モニタリング・グループの設置
- ③XBRL(拡張可能な事業報告言語)などの双方向データ利用能力の向上
- ④米国におけるIFRS教育・研修の充実

特定の企業のIFRS導入による効果や各里程標の達成状況を踏まえた上で、SECは、2011年に、すべての米国上場企業に対して、IFRSの採用を義務づけるか否かの決定を行う。

コンバージェンスからアドプションへ

- 2011年にIFRSの採用を義務づけるとの決定が行われた場合は、IFRSに基づく財務諸表の作成が次のように義務づけられる。
- 大規模早期適用企業（時価総額7億ドル以上）は、2014年12月15日以後終了する事業年度から
- 早期適用企業（時価総額7,500万ドル以上）は、2015年12月15日以後終了する事業年度から
- その他の企業（早期適用企業以外）は、2016年12月15日以後終了する事業年度から

コンバージェンスからアドプションへ

単一の、質の高い、国際的に認められ、理解され、適用される会計基準の要件

- ①投資家の利益になり、投資家保護に資すること
- ②デュー・プロセスを通じて、会計基準設定プロセスの透明性を高めること
- ③会計基準設定主体の独立性を高めること
- ④利害関係者のニーズを満たし、適時に対応する説明責任を明確化すること
- ⑤すべての利害関係者に会計基準設定プロセスへの参加の機会を与えること

コンバージェンスからアドプションへ

- 2007年11月 FASBと財務会計財団 (FAF) が SECに寄せたコメント
- すべての米国公開企業が、単一のグローバル基準設定主体によって公表される会計基準を財務報告の作成の基礎として用いることによって、投資家はより報いられる。これは米国公開企業が改善されたIFRSに移行することによって最善の形で達成される。米国GAAPとIFRSの選択を長期間にわたって認めることは、2つのGAAPを認める結果となり、投資家その他の財務情報利用者に無用な複雑さを生み出す。

コンバージェンスからアドプションへ わが国の対応

- わが国は「東京合意」を締結し、会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取り組みへの合意の姿勢を示したが、これは、わが国会計基準を堅持しつつ、IFRSとの主要な差異を解消していくというものである。これに対して、現在、米国は、米国会計基準の併存が、真の意味での会計基準の国際的統一化の障害となっているのであれば、米国基準を捨てて、世界の大多数の国が採用しているIFRSを米国も採用することで、会計基準の国際的統一化を達成しようとのスタンスで検討している。

コンバージェンスからアドプションへ わが国の対応

- IFRSとのコンバージェンスを進めてきた米国が、単一の国際会計基準実現へ向けて、IFRSのアドプションの方向性を示したことで、IFRSをアドプションするか否か、いつ、どのようにアドプションするか、今まさにわが国の進むべき道が問われている。
- 日本経済団体連合会は、2008年10月14日に「会計基準の国際的統一化へのわが国の対応」と題する意見書を公表
- 企業会計審議会は、2008年10月23日と12月に企画調整部会を開催して、IFRSへのわが国の対応について意見書をまとめる予定である。

アドプションという国際動向の中での わが国の今後の課題

- 東京合意を踏まえた企業会計基準委員会の積極的な対応に期待
- 企業会計と税務会計(法人税法)との関係整理
- 連結先行論—連結財務諸表に係る会計基準を単体に先行して改正、連結のみIFRS導入(選択性か強制か)
- 連単の整合性は維持すべき
- 企業会計審議会・企画調整部会の動向

アドプションという国際動向の中での わが国の今後の課題

- コンバージェンスかアドプションか
- 会計基準は1つ(国際・国内、大企業と中小企業、営利・非営利で)
- IFRSの日本語版を通じたIFRS教育の普及
- 会計基準の適用面でのコンバージェンスの達成へ向けた課題(監査、倫理、教育、コンプライアンス、規制など多面的な取り組みの必要性)
- 2011年以降を見据えた後任の人選や育成
- XBRLなどの電子開示の機能充実との一体的取り組み

XBRLの無限の可能性

- IFRSとXBRLは、SECコックス委員長の2枚看板
- XBRLは、ソフトウェアやシステム環境を問わず利用可能なオープンスタンダードな会計標準言語であり、その採用は、財務報告システムの利便性、効率性、迅速性、汎用性、拡張性を高める高度な財務情報のサプライチェーンの普及に不可欠
- わが国でも2008年度からXBRL化による電子開示システムEDINETの機能充実が図られた。

EDGARからIDEAへ

- SECは、2008年8月19日に、従来の電子開示システムEDGARから新しくIDEA(Interactive Data Electronic Applications)へ移行することを明らかにしており、財務情報に限定されない広範なデータベースへの期待が高まっている。
- 他方、企業内情報の効率的な利用を促進するXBRL GLタクソノミーの動向も注目される。
- XBRLの面での国際的標準化・統一規格化をはじめとする情報技術の進展は、IFRSの世界的な普及、さらには、財務報告あるいは事業報告の将来に多大な影響を及ぼすもの。

IASCFの定款の見直し

- IASCFの定款の見直し—5年に1度
- 2008年末までにモニタリング・グループの設置（公的機関との正式な関係確立—SECとFASBのような関係の国際版）
- モニタリング・グループはEC、SEC、金融庁、IMF、世界銀行、IOSCOなどの代表からなる7名で構成（評議員の選任プロセスに参加し、評議員の選任を承認、評議員の責任の遂行に関するレビューと助言）

IASCFの定款の見直し

- 2012年7月1日までにIASBの理事を16名に段階的に増員（非常勤は最大3名）し、地域的な割当てを行う予定
- 北米4、欧州4、アジア・オセアニア4、その他4
- アジア・オセアニア—日本、中国、オーストラリア、（インドが2009年1月より就任予定）
- その他—アフリカ、（現在空席のラテンアメリカ？）、残り2名（米国当確、日本は入れるか？）

米国2008年緊急経済安定化法をめぐる動向

- 金融市場の世界的な混乱—会計基準やその設定方法、とりわけ、時価会計基準のあり方に問題を投げかけている。
- 米国の2008年緊急経済安定化法
 - (1) 第132条—SECには、公共の利益及び投資家保護の観点からFASB公表のSFAS第157号「公正価値の測定」の適用を中止する権限のあることを確認
 - (2) 第133条—SECに対して、以下の事項に関する研究報告書を議会に提出することを要求

米国2008年緊急経済安定化法をめぐる動向

- ①時価会計基準が金融機関の貸借対照表に及ぼす影響
- ②時価会計基準が2008年の銀行破綻に及ぼした影響
- ③時価会計基準が投資家の利用する財務情報の質に及ぼす影響
- ④FASBの会計基準設定プロセス
- ⑤時価会計基準の修正の是非
- ⑥財務会計基準書第157号に代わる会計基準
- IASBとFASBは世界的な金融危機に関連した財務報告の問題点を検討する円卓会議をロンドン(2008年11月14日)、ノーウォーク(11月25日)、東京(12月3日)で開催予定

2009年は果たしてどのような年になるか？

- 2009年は、2011年6月のMOU達成へ向けて、コンバージェンス作業も正念場を迎える一わが国も応分の国際貢献を果たすべく、IFRS設定プロセスに主体的かつ積極的に参画することを通じて存在感を示すべき。
- もし、それができなければ、他の国がその役割を担うこととなり、日本軽視や日本無視という状況に陥ることにもなりかねない。
- アジアにおけるリーダーシップを発揮することも重要

2009年は果たしてどのような年になるか

- 2005年からIFRSを採用し始めた国々に対して与えられた4年間の安定期間も終わり、2009年からは新規に設定・改訂された主要なIFRSも適用されることとなる。
- 啓蒙・普及から適用の時代を迎えて、IFRSに熟知した人材を育成するための教育・研修方法の開発は、わが国にとっても重要な課題
- とりわけ、原則主義のIFRSは、詳細な解釈指針を定めない方針を採用しており、IFRSの適用経験を積むことで、専門的判断の定着化・共有化を図っていく必要がある。

2009年は果たしてどのような年になるか？

- 末尾9の年は、新たな世界へ向けた扉を開く年
- 1809年 リンカーン誕生
- 1949年 企業会計原則の公表
- 1969年 人類初の月面着陸
- 1989年 ベルリンの壁崩壊

- 1929年 世界恐慌 の再来は避けたいところ

- 2009年は、世界の会計プロフェッションにとって、新たな世界へ向けての足固めの年か？